

福岡県国土利用計画審議会運営規則の一部改正について（案）

福 岡 県



## 福岡県国土利用計画審議会運営規則の一部改正について

### 【改正内容】

福岡県国土利用計画審議会運営規則第6条に「参考人の出席」を追加する。

福岡県国土利用計画審議会運営規則（新旧対照表）（案）

新	旧
<p>第一条～第五条（略）</p> <p><u>（参考人の出席）</u></p> <p><u>第六条 会長は、審議会の議事の調査審議に必要があると認めるときは、その会議に参考人の出席を求め、説明させ、又は意見を述べさせることができる。</u></p> <p><u>第七条</u>（略）</p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p><u>第六条</u>（略）</p>

## 福岡県国土利用計画審議会運営規則（案）

### （趣旨）

第一条 福岡県国土利用計画審議会の運営については、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)及び福岡県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年福岡県条例第三十一号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

### （召集）

第二条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

### （会議の公開）

第三条 審議会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

2 会議の公開の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

### （会議録）

第四条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事件の件名及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

### （専決基準）

第五条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱う。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに委員に報告しなければならない。

### （参考人の出席）

第六条 会長は、審議会の議事の調査審議に必要があると認めるときは、その会議に参考人の出席を求め、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

### （雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十年一月二十四日から施行する。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年八月十九日から施行する。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

## 福岡県国土利用計画審議会運営規則

### (趣旨)

第一条 福岡県国土利用計画審議会の運営については、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)及び福岡県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年福岡県条例第三十一号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

### (召集)

第二条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

### (会議の公開)

第三条 審議会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

2 会議の公開の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

### (会議録)

第四条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事件の件名及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

### (専決基準)

第五条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱う。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに委員に報告しなければならない。

### (雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

### 附 則

この規則は、昭和五十年一月二十四日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年八月十九日から施行する。